

**清算参加者の自己ポジションに係る承継制度等の導入に係る
金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、清算参加者の利便性を向上すべく、清算参加者自己分のポジションの全部又は一部について、清算委託者（当該清算参加者に対して有価証券等清算取次ぎを委託している清算委託者であって、当該清算参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下同じ。）又は他の清算参加者へ移すことを可能とするため、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 清算参加者の清算約定（自己分）に係る承継及び移管

（1）清算参加者から他の清算参加者への清算約定（自己分）の承継

- ・清算参加者は、清算約定（自己分）の全部又は一部について、他の清算参加者に対して承継させることを可能とする。
- ・承継を受けた清算参加者は、当該承継に係る清算約定（自己分）について、当該承継と同日に清算委託者へ移管することも可能とする。

（2）清算参加者から清算委託者への清算約定（自己分）の移管

- ・清算参加者は、清算約定（自己分）の全部又は一部について、清算委託者に対して移管することを可能とする。

2. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとする。

（備考）

・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第53条の3、第53条の4、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第30条の3、第30条の4

・業務方法書第58条の6、第58条の7、金利スワップ清算受託契約書第28条の6の2

III. 施行日

2015年10月19日から施行する。ただし、清算参加者から清算委託者への清算約定（自己分）の移管に関する規定は、当社が定める日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 「移管」とは、次に掲げるいずれかのことをいう。</u></p> <p>a <u>第58条の5第4項の規定により、移管元清算委託者(第58条の4第1項に規定する移管元清算委託者をいう。以下本号において同じ。)及び受託清算参加者の間の清算委託取引を将来に向かって消滅させること。</u></p> <p>b <u>第58条の5第4項の規定により、移管元清算委託者及び受託清算参加者の間の清算委託取引を将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者(第58条の4第1項に規定する移管先清算委託者をいう。以下本号において同じ。)及び当該受託清算参加者の間に当該清算委託取引と同一内容の新たな法律関係を成立させること。</u></p> <p>c <u>第58条の7第4項の規定により、受託清算参加者及び移管先清算委託者の間に当社及び受託清算参加者の間の清算約定(自己分)と同一の経済的効果を有する新たな法律関係を成立させること。</u></p> <p><u>(1) の2 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭(日本円に限る。)又は代用有価証券を第61条第1項第</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本業務方法書等において使用する用語は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)及びISDA定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 「委託当初証拠金」とは、受託清算参加者が、清算委託者の同意を得て、清算委託者から交付を受けた金銭(日本円に限る。)又は代用有価証券を第61条第1項第2号に</u></p>

2号に掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は代用有価証券をいう。

(2)～(24) (略)

(24)の2 「承継」とは、第53条の4第4項の規定により、当社及び承継清算参加者
の間で清算約定（自己分）に係る権利義務を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭
の授受及び権利義務の処理を行うこと又は第58条の3第4項若しくは第94条第6項の
規定により、当社、承継清算参加者及び清算委託者
の間で清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務を新たに発生させると
ともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。

(24)の3～(73) (略)

2・3 (略)

(清算参加者の清算約定（自己分）の承継の申込み)

第53条の3 清算参加者は、当該清算参加者と
当社の間で成立している清算約定（自己分）の全部又は一部について、本条及び次条に規定する
ところにより、承継清算参加者に承継させることができる。

2 清算参加者は、前項の規定により当社に対し
て清算約定（自己分）の承継の申込みをする場合には、あらかじめ、承継清算参加者に対して
当該承継の申込みをし、当該承継清算参加者の承諾を得るものとする。

3 承継清算参加者は、前項に規定する清算約定
（自己分）の承継の承諾をし、かつ当該清算約定（自己分）の当事者である清算参加者（以下
本条及び次条において「申込清算参加者」という。）から当該承継に係る申込書の交付を受けた
場合には、承継を希望する日の午後1時まで

掲げる当該清算委託者の債務を担保する目的で自ら保管する場合における当該金銭又は代用有価証券をいう。

(2)～(24) (略)

(24)の2 「承継」とは、本業務方法書等
の規定により、当社、承継清算参加者及び清算委託者
の間で清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務を新たに発生させると
ともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。

(24)の3～(73) (略)

2・3 (略)

(新設)

に、当社に対して、当該承継申込書（申込清算参加者及び承継清算参加者が承継に合意することが記載されていることを要する。）を提出しなければならない。

（清算約定（自己分）の承継の成立）

第53条の4 当社は、前条の規定により行われ（新設）

た承継の申込みを受領した場合には、承継日（第4項第1号に規定する承継日をいう。以下同じ。）の午後4時において、申込清算参加者が承継清算参加者への承継を希望する清算約定（自己分）（以下「承継申込清算約定」という。）の承継が行われたと仮定して債務負担時所要証拠金を算出するとともに、当社の定めるところにより期限前終了手数料及び承継時支払金額を算出することとし、当該時点までに、申込清算参加者及び承継清算参加者が当社に対して当該債務負担時所要証拠金の額を預託していることを確認し、承継後の当該申込清算参加者及び当該承継清算参加者のポジション保有状況に問題がないと認められるときは、当社は当該承継の申込みを承諾することとする。

2 前条第1項に規定する承継申込清算約定の承継は、前項に規定する当社が承諾を行った時点において、申込清算参加者及び当社の間で承継申込清算約定に係る権利義務（次項の規定により当該清算約定（自己分）が終了する直前のもの）と当社が定める条件が同一となる権利義務を一括して承継清算参加者に承継させることとする。

3 前2項の規定により承継申込清算約定の承継が行われた場合には、承継申込清算約定は前項に規定する権利義務の成立と同時に当然に終了するとともに、承継申込清算約定に係る債権債務は、当社が定めるものを除き、将来に向かって消滅する。

4 当社が前条の規定による承継の申込みを第1項の規定に基づき承諾した場合、次に定めるところにより前項の規定により終了した承継申込清算約定の決済及び承継が行われるものとする。

(1) 当該承諾の日（以下当社が承継の申込みを承諾する日を「承継日」という。）に、当社及び承継清算参加者の間において、第2項に定める権利義務が発生する。

(2) 前号の規定により発生する権利義務は、承継清算参加者の債務負担の申込みにより成立した承継清算参加者と当社との清算約定（自己分）に係る権利義務とみなす。

(3) 当社、承継清算参加者及び申込清算参加者は、前項の承継申込清算約定の終了及び第1号の規定による権利義務の発生に伴い、当社が定めるところにより、承継時支払金額、期限前終了手数料及び変動証拠金の授受を行う。

5 前項の規定により成立した承継清算参加者及び当社との権利義務については、これを承継清算参加者と当社との清算約定（自己分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

6 前条及び本条の承継清算参加者と第58条の6及び第58条の7の受託清算参加者が同一である場合において、当該承継清算参加者は、前条及び本条に規定する清算約定（自己分）の承継と、第58条の6及び第58条の7に規定する受託清算参加者から清算委託者への清算約定（自己分）の移管を同日に行うことができる。この場合において、第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額その他必要な事項は当社がその都度定める。

（清算約定（委託分）の承継の成立）

第58条の3 当社は、前条の規定により行われ

（清算約定（委託分）の承継の成立）

第58条の3 当社は、前条の規定により行われ

た承継の申込みを受領した場合には、承継日の午後4時において、対象清算約定の承継が行われたと仮定して債務負担時所要証拠金を算出するとともに、当社の定めるところにより期限前終了手数料及び承継時支払金額を算出することとし、当該時点までに、当該承継清算参加者及び承継元清算参加者が当社に対して当該債務負担時所要証拠金の額（第4項第4号の規定により承継清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなされる当初証拠金を控除した額とする。）を預託又は交付していることを確認し、承継後の当該承継元清算参加者及び当該承継清算参加者のポジション保有状況に問題がないと認められるときは、当社は当該承継の申込みを承諾することとする。

2・3 （略）

4 当社が前条の規定による承継の申込みを第1項の規定に基づき承諾した場合、次に定めるところにより前項の規定により終了した対象清算約定の決済及び承継が行われるものとする。

(1) 承継日に、当社、承継清算参加者及び当該承諾に係る清算委託者の間において、第2項各号の権利義務が発生する。

(2)～(4) （略）

5 前項の規定により成立した当社及び承継清算参加者間の権利義務については、これを清算約定（委託分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み)

第58条の4 清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者であり、清算受託契約に規定する期限の利益喪失事由が発生していない者であって、受託清算参加者に対して当該

た承継の申込みを受領した場合には、承継日（第4項第1号に規定する承継日をいう。以下同じ。）の午後4時において、対象清算約定の承継が行われたと仮定して債務負担時所要証拠金を算出するとともに、当社の定めるところにより期限前終了手数料及び承継時支払金額を算出することとし、当該時点までに、当該承継清算参加者及び承継元清算参加者が当社に対して当該債務負担時所要証拠金の額（第4項第4号の規定により承継清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなされる当初証拠金を控除した額とする。）を預託又は交付していることを確認したときは、当社は当該承継の申込みを承諾することとする。

2・3 （略）

4 当社が前条の規定による承継の申込みを第1項の規定に基づき承諾した場合、次に定めるところにより前項の規定により終了した対象清算約定の決済及び承継が行われるものとする。

(1) 当該承諾の日（以下当社が承継の申込みを承諾する日を「承継日」という。）に、当社、承継清算参加者及び当該承諾に係る清算委託者の間において、第2項各号の権利義務が発生する。

(2)～(4) （略）

5 第2項の規定により成立した当社及び承継清算参加者間の権利義務については、これを清算約定（委託分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

(清算委託者の清算委託取引の移管の申込み)

第58条の4 清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者であり、清算受託契約に規定する期限の利益喪失事由が発生していない者であって、受託清算参加者に対して当該

清算委託者のために設定された委託取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る変動証拠金等の預託又は支払いが完了している者に限る。以下本条及び次条において「移管元清算委託者」という。)は、受託清算参加者との間で成立している清算委託取引の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、受託清算参加者を同一とする他の清算委託者(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者であり、移管元清算委託者以外の者に限る。以下「移管先清算委託者」という。)又は当該受託清算参加者に移管させることができる。

2・3 (略)

(清算委託取引の移管の成立)

第58条の5 (略)

2～5 (略)

6 第4項前段の規定により消滅する清算委託取引に係る清算約定(委託分)は、受託清算参加者の清算約定(自己分)とみなすとともに、本業務方法書等の規定を適用する。同項後段の規定により発生する移管先清算委託者及び受託清算参加者間の清算委託取引は、移管先清算委託者の受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなすとともに、同項後段の規定により消滅する清

清算委託者のために設定された委託取引口座に記録されている外貨建清算約定に係る変動証拠金等の預託又は支払いが完了している者に限る。以下本条及び次条において「移管元清算委託者」という。)は、受託清算参加者との間で成立している清算委託取引の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、受託清算参加者を同一とする他の清算委託者(受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる者であり、移管元清算委託者以外の者に限る。以下「移管先清算委託者」という。)又は当該受託清算参加者に移管(移管元清算委託者及び当該受託清算参加者間の清算委託取引を次条第4項の定めるところにより将来に向かって消滅させること又は移管元清算委託者及び当該受託清算参加者間の清算委託取引を次条第4項の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、移管先清算委託者及び当該受託清算参加者間に当該清算委託取引と同一内容の新たな清算委託取引を成立させることをいう。以下本条及び次条において同じ。)させることができる。

2・3 (略)

(清算委託取引の成立)

第58条の5 (略)

2～5 (略)

6 第4項の規定により発生する移管先清算委託者及び受託清算参加者間の清算委託取引は、移管先清算委託者の受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

算委託取引に係る清算約定（委託分）は、移管先清算委託者の計算により成立する清算約定（委託分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

（受託清算参加者の清算約定（自己分）の移管の申込み）

第58条の6 受託清算参加者は、当社との間で (新設)

成立している清算約定（自己分）の全部又は一部について、本条及び次条に規定するところにより、移管先清算委託者に移管させることができる。

2 受託清算参加者は、前項の規定により当社に対して清算約定（自己分）の移管の申込みをする場合には、あらかじめ、移管先清算委託者に対して当該移管の申込みをし、当該移管先清算委託者の承諾を得るものとする。

3 受託清算参加者は、前項に規定する清算約定（自己分）の移管について移管先清算委託者の承諾を得た場合には、移管を希望する日の午後1時まで、当社に対して、当該申込書（受託清算参加者及び移管先清算委託者が移管に合意することが記載されていることを要する。）を提出しなければならない。

（受託清算参加者の清算約定（自己分）の移管の成立）

第58条の7 当社は、前条の規定により行われ (新設)

た移管の申込みを受領した場合には、当該移管を希望する日の午後4時において、受託清算参加者が移管先清算委託者への移管を希望する清算約定（自己分）（以下「移管申込清算約定」という。）の移管が行われたと仮定して債務負担時所要証拠金を算出することとし、当該時点までに、受託清算参加者が当社に対して当該債務負担時所要証拠金の額（第3項の規定により

移管先清算委託者が受託清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなされる当初証拠金を控除した額とする。)を預託又は交付していることを確認し、移管後の当該受託清算参加者のポジション保有状況に問題がないと認められるときは、当社は当該移管の申込みを承諾することとする。

2 清算約定(自己分)の移管は、前項の規定により移管の申込みを当社が承諾した時点で成立するものとする。

3 前項の規定により移管申込清算約定の移管が成立した場合には、第76条の規定により受託清算参加者が返還請求権を有する清算約定(自己分)に係る当初証拠金(清算約定(自己分)の全部について移管された場合であって、受託清算参加者が当社に預託している当初証拠金として取り扱う旨の申請が行われたものを除く。)は、移管先清算委託者が受託清算参加者を代理人として当社に預託した当初証拠金とみなす。

4 第2項の規定により移管申込清算約定の移管が成立した場合には、当該移管が成立した時点において、移管先清算委託者及び受託清算参加者間で、当該移管申込清算約定(当社が定める債権債務を除く。)と同一の経済的効果を有する法律関係が発生するものとする。

5 移管申込清算約定の移管に伴う受託清算参加者及び移管先清算委託者の間の債権債務の清算は、これらの者の間において、その合意に従って行う。

6 第4項の規定により発生する移管先清算委託者及び受託清算参加者間の法律関係は、移管先清算委託者の受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算委託取引とみなすとともに、受託清算参加者及び当社との間の移管申込清算約定を当該清算委託取引の取次ぎに基づき成立した受託清算参加者及び当

社との清算約定（委託分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。

- 7 前条及び本条の受託清算参加者と第53条の3及び第53条の4の承継清算参加者が同一である場合において、受託清算参加者は、前条及び本条に規定する清算約定（自己分）の移管と、第53条の3及び第53条の4に規定する清算参加者から他の清算参加者への清算約定（自己分）の承継を同日に行うことができる。この場合において、第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額その他必要な事項は当社がその都度定める。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年10月19日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2条第1項第1号及び第1号の2、第53条の4第6項、第58条の4、第58条の6並びに第58条の7の規定は、当社が定める日から施行する。

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算約定(自己分)の承継時に授受する金銭等に関する事項)</p> <p><u>第30条の3 業務方法書第53条の4第1項に規定する期限前終了手数料及び承継時支払金額は、次に定めるところにより円貨建清算約定、豪ドル建清算約定、米ドル建清算約定又はユーロ建清算約定ごとに算出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 期限前終了手数料の額は、当該各清算約定について当該終了の日までに当社から清算参加者に預託すべき変動証拠金の差引累計額(変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額と同額とし、当該額が正数の場合には当社から清算参加者に期限前終了手数料を支払い、当該額が負数の場合には清算参加者から当社に期限前終了手数料を支払うものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社及び承継清算参加者は、承継申込清算約定(業務方法書第53条の4第1項に規定する承継申込清算約定をいう。以下同じ。)の終了日までに申込清算参加者(業務方法書第53条の3第1項に規定する申込清算参加者をいう。以下同じ。)が当社に預託した変動証拠金の差引累計額に当該終了の日の翌当社営業日に授受すべき変動証拠金に係る利息を加減した額と同額の承継時支払金額を授受するものとする。この場合において、当該額が正数の場合には当社から承継清算参加者に承継時支払金額を支払い、当該額が負数の場合には承継清算参加者から当社に承継時支払金額を支払う。</u></p>	<p>(新設)</p>

2 当社、承継清算参加者及び申込清算参加者は、業務方法書第53条の4第4項第3号の規定に従い、前項の規定により算出した承継時支払金額及び期限前終了手数料を、承継申込清算約定の終了の日の翌当社営業日に変動証拠金等と差引計算して授受を行う。

(清算約定(自己分)の承継により新たに発生する権利義務に関する事項)

第30条の4 業務方法書第53条の4第2項に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。

(清算約定(委託分)の承継により新たに発生する権利義務に関する事項)

第35条の4 (略)

(承継又は移管が行われた場合の債権債務に関する事項)

第35条の4の2 業務方法書第53条の4第3項、同第58条の3第3項、同第58条の5第4項及び同第58条の7第4項に規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第53条の4第1項、同第58条の3第1項、同第58条の5第1項及び同第58条の7第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。

(1)・(2) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成27年10月19日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第35条

(新設)

(承継により新たに発生する権利義務に関する事項)

第35条の4 (略)

(承継又は移管が行われた場合の債権債務に関する事項)

第35条の4の2 業務方法書第58条の3第3項及び第58条の5第4項に規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第58条の3第1項及び同第58条の5第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。

(1)・(2) (略)

の4の2及び様式第3号は、当社が定める日から施行する。

3 施行日以降前項に定める日が到来するまでの間の第35条の4の2柱書の規定は、次のとおり読み替えて適用する。

「業務方法書第53条の4第3項、同第58条の3第3項及び同第58条の5第4項に規定する当社が定める債権債務は、次の各号に掲げる区分に応じて、同第53条の4第1項、同第58条の3第1項及び同第58条の5第1項に規定する債務負担時所要証拠金の額が当社に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該各号に定める債権債務とする。」

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(甲又は他の清算委託者への本清算委託取引の移管)

第28条の5 乙は、業務方法書等の定めに従い、本清算委託取引を甲又は他の清算委託者（以下「移管先清算委託者」という。）に移管（本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債務（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該本清算委託取引（外貨建委託清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。以下本項において同じ。）を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させること又は本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債

様式第3号 清算受託契約の様式

金利スワップ清算受託契約書

(甲又は他の清算委託者への本清算委託取引の移管)

第28条の5 乙は、業務方法書等の定めに従い、本清算委託取引を甲又は他の清算委託者（以下「移管先清算委託者」という。）に移管（本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債務（業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該本清算委託取引（外貨建委託清算約定に関するものに限る。）に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。以下本項において同じ。）を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させること又は本清算委託取引及び当該本清算委託取引に基づく債権債

務を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託を行っている他の清算委託者及び甲の間に当該本清算委託取引と同一内容の新たな清算委託取引を成立させることをいう。以下本条において同じ。) することができる。

2 (略)

(他の清算委託者からの清算委託取引の移管)

第28条の6 乙は、業務方法書等の定めに従い、甲に対して有価証券等清算取次ぎを行っている他の清算委託者(以下「移管元清算委託者」という。)から移管元清算委託者と甲との間の法律関係(清算委託取引と同様の法律関係に限る。以下「移管対象清算委託取引」という。)の移管(甲に対して有価証券等清算取次ぎを行っている他の清算委託者と甲との間の法律関係(業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該他の清算委託者の計算により成立している甲を当事者とする清算約定(委託分)(外貨建清算約定に限る。))に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。)を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、乙及び甲の間に当該法律関係と同一内容の新たな法律関係を成立させることをいう。以下本条において同じ。)を受けることができる。

2 (略)

(甲からの清算約定の移管)

第28条の6の2 甲は、業務方法書等の定めに従い、甲とクリアリング機構との間の清算約定(甲の計算により成立している清算約定に限

務を業務方法書等の定めるところにより将来に向かって消滅させると同時に、甲に対して有価証券等清算取次ぎの委託を行っている他の清算委託者及び甲の間に当該本清算委託取引と同一内容の新たな清算委託取引を成立させることをいう。以下本条及び次条において同じ。) することができる。

2 (略)

(他の清算委託者からの清算委託取引の移管)

第28条の6 乙は、業務方法書等の定めに従い、甲に対して有価証券等清算取次ぎを行っている他の清算委託者(以下「移管元清算委託者」という。)から移管元清算委託者と甲との間の法律関係(清算委託取引と同様の法律関係に限る。以下「移管対象清算委託取引」という。)の移管を受けることができる。

2 (略)

(新設)

る。)を乙に移管(甲の計算により成立している清算約定(業務方法書等の定めるところにより債務負担時所要証拠金の額がクリアリング機構に対して預託又は交付されていることを確認するときに既に発生している当該清算約定(外貨建清算約定に関するものに限る。))に基づく預託又は支払いが完了していない決済金額に関する債権債務を除く。)と同一の経済効果を有する新たな法律関係を甲及び乙の間に成立させ、当該清算約定を乙の有価証券等清算取次ぎの委託に基づき成立した甲とクリアリング機構の間の委託清算約定とみなすことをいう。以下本条において同じ。)することができる。

2 甲は、乙に清算約定の移管を行おうとする場合には、あらかじめ乙との間で、当該移管に伴う乙及び甲の間の債権債務の清算その他必要事項に関し、合意しておかなければならない。